

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.001

処 分 名	死亡獣畜取扱場以外における処理の禁止の特例の許可
処 分 の 概 要	死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行えません。食用に供する目的で解体する場合のほか、審査基準のすべての要件に該当した場合許可するものです。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条第 2 項
審 査 基 準	<p>化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条第 2 項の都道府県知事の許可を受けた場合とは、次のすべての要件に該当したときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人家が密集していない場所</li> <li>2 飲料水が汚染されるおそれのない場所</li> <li>3 河川及び道路に近接していない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所</li> <li>4 衛生上の必要な措置を講じることができること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 埋却の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア へい獣を埋却する場合は、土杭の深さを死体の上から 1 メートル以上とし、へい獣には石灰又は消毒薬を散布し、十分に土を覆い、埋却した場所には目標を立てておくこと。</li> <li>イ 埋却したへい獣は、発掘しないこと。</li> </ol> </li> <li>(2) 焼却の場合 <p>焼却後に残った骨及び灰は、土中に埋却すること。</p> </li> </ol> </li> <li>5 獣医師の診断書又は検案書を添付</li> <li>6 許可にあたって条件を付ける必要があると認められる場合は、衛生上必要な措置及びその他必要な限度の条件を付することができる。</li> </ol>
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第 3 別館 1 階環境政策課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 2 条 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 1 条（死亡獣畜取扱場外における許可申請）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）